

○鴻巣市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則の申請書等の作成要領

平成14年2月28日市長決裁

鴻巣市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則の申請書等の作成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鴻巣市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則（平成14年鴻巣市規則第14号）の申請書等の作成に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(開発行為等許可申請書の作成)

第2条 鴻巣市都市計画区域における開発行為等の申請に関する要領は、別表1及び別表2のとおりとする。

(雑則)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表1（第2条関係）

本表中「規則」とあるものは「都市計画法施行規則」を、「規則別記様式」とあるものは「都市計画法施行規則の様式」を、「条例」とあるものは「鴻巣市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を、「市規則様式」とあるものは「鴻巣市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則の様式」を、「市規則」とあるものは、「鴻巣市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則」を、「法」とあるものは「都市計画法」を表します。

1 開発行為許可申請（規則別記様式第2）

開発行為の許可を受ける場合は、「開発行為許可申請書」2部に、次の図書を添えて提出します。（なお、市長が必要とする場合にあっては、これ以上の部数が必要となることがあります。これらについては、他の申請・届出等においても同様です。）

添付書類

書類の名称	様式	説明	関係条文	備考
1 公共施設の管理者の同意書		開発行為の計画に關係がある公共施設の管理者の同意書	法第30条第2項 法第32条第1項	
2 公共施設の管理に関する協議書		新たに設置される公共施設の設計、工事方法等、帰属及び管理並びに従前の公共施設の帰属について協議を行った書類	法第30条第2項 法第32条第2項	
3 設計説明書	市規則様式 第1号		省令第16条第2項 市規則第2条 第1項第1号	自己居住用は 不要
4 土地の登記事項証明書		申請時以前6か月以内のもの		
5 土地・工作物の権利者の同意書			法第33条第1項第14号	

			規則第17条第 1項第3号	
6 土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)		同意書作成時のもの	法第33条第1項第14号	
7 農用地除外証明書		申請地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農用地区域内の場合には、当該申請地が農用地区域から除かれていることの証明書		
8 資金計画書(残高証明書・融資証明書)	規則別記様式第3	収支計画、年度別資金計画（自己資金・融資を受ける場合）	規則第16条第5項	※1
9 申請者の業務経歴書			法第33条第1項第12号 市規則第2条第2項第3号	※1
10 申請者の前年度の納税証明書		法人の場合は法人税、個人の場合は所得税	法第33条第1項第12号 市規則第2条第2項第3号	※1
11 工事実行者の建築機械目録、技術者名簿及び工事経歴書			法第33条第1項第13号 市規則第2条第2項第4号	※1
12 設計者の資格に	市規則様式	卒業証明書又は資格証明書の写	法第31条	

関する書類	第2号	し（開発区域の面積が1ha以上の場合に必要）	規則第17条第1項第4号 市規則第2条第1項第2号	
13 その他市長が必要と認める書類				※2

※1 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は必要ありません。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合は必要となります。

※2 法第34条各号に関する申請については、上表の他、例えば別表2に掲げる書類が必要となります。

添付図書等

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
開発区域位置図	1/50,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の位置（朱書）	都市計画図に記入
開発区域区域図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書） (4) 必要な範囲で、市町村界、町又は字の境界、都市計画区域界	
公図写	1/600以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書）	
現況図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 地形（標高差2mの等高線、BMの位置と高さ、縦横断面線（20m方眼線）の交点の高さ）	(5)(6)は、開発区域の規模が1ヘクタール以上の場合に記載する

		(4) 開発区域の境界（朱書） (5) 開発区域内及び周辺（20m程度） の公共施設の状況 (6) 令第28条の2第1号に規定する樹 木又は樹木の集団の状況 (7) 同条第2号に規定する切土又は盛 土を行う部分の表土の状況	
求積図	1／500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 面積計算表	座標法又は数値三斜 法
土地利用計画図	1／1,000以 上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界（朱書） (4) 公共施設の名称、位置及び形状 (5) 予定建築物等の敷地の形状 (6) 予定建築物等の用途 (7) 公益的施設の位置 (8) 樹木又は樹木の集団の位置 (9) 緩衝帯の位置及び形状 (10) 道路・排水施設の縦断測点	土地の利用種別ごと に色分けする
造成計画平面図	1／1,000以 上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界（朱書） (4) 切土又は盛土をする土地の部分 (5) 崖の位置 (6) 擁壁の位置 (7) 道路の位置、形状、幅員及び勾配 (8) BMの位置及び高さ (9) 縦横断面線の位置及び符号並びに	切土は黄色、盛土は茶 色で着色する

		交点の計画高 (10) 道路・排水施設の縦断測点	
排水施設計画平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 排水区域の区域界 (4) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内り寸法（管径）、勾配、水の流れ方向、吐口の位置及び方流先の名称	
給水施設計画平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 給水施設の位置、形状、内り寸法（管径）及び取水方法 (4) 消火栓の位置	自己居住用の開発行為は不要
道路横断図	1/50以上	(1) 縮尺 (2) 路盤・基層・表層の構成 (3) 道路側溝の位置、形状及び寸法 (4) 埋設管の位置、形状及び寸法 (5) 勾配及び幅員 (6) その他道路構造物の名称、位置、形状及び寸法	
排水施設構造図	1/50以上	(1) 縮尺 (2) 雨水及び汚水流量計算 (3) 排水施設構造詳細図（開渠（きょ）、暗渠（きょ）、落差工、人孔、雨水枠（ます）、吐口等）	
道路・排水施設の計画縦断面図	H = 1/100 以上 L = 1/500	(1) 縮尺 (2) 測点 (3) 単距離	測定距離は標準として20mとする

	以上	(4) 追加距離 (5) 地盤高 (6) 計画高 (7) 勾配 (8) D L (基準線) (9) 人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高		
造成計画断面図	H = 1 / 100 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 L = 1 / 500 以上	(3) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (4) 縦横断面線の符号と測点番号 (5) 法面勾配 (6) 擁壁等の工作物	切土は黄色、盛土は茶色で着色する
崖の断面図	1 / 50以上	(1) 縮尺 (2) 崖の高さ、勾配 (3) 土質（土質の種類が2以上あるときは、それぞれ土質及びその地層の厚さ） (4) 切土、盛土をする前の地盤面 (5) 崖面保護の方法		
擁壁の断面図	1 / 50以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の寸法及び勾配 (3) 擁壁の材料の種類及び寸法 (4) 裏込コンクリートの寸法 (5) 透水層の位置及び寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 伸縮目地の位置及び構造		

	(10) 水抜孔の位置及び内径寸法	
(計算書)	(1)擁壁の構造計算書 (2)地耐力の根拠(ボーリングデータ等)	

2 開発行為の変更許可申請(法第35条の2、市規則様式第9号)

開発行為の変更許可申請は、申請書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図面のみを添付して行います。

3 開発行為の軽微な変更の届出(市規則様式第10号)

開発行為の軽微な変更の届出は、届出書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図面のみを添付して行います。

4 開発行為に関する工事の中間検査依頼(市規則様式第5号)

添付図書等

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
開発区域位置図	1/50,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域(朱書)	
開発許可に係る土地利用計画図	1/1,000以上	開発許可申請書の添付図書等参照	
その他市長が必要と認める図書等			指定工程に関する図書

5 開発行為に関する工事完了の届出(規則別記様式第4)

添付図書等

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
公図写	1/600以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域(朱書)	
公共施設を表示した平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域(朱書)	

		(4) 公共施設	
工程の主要な部分 を記録した写真			
確定測量図	1/300以上	(1) 方位 (2) 縮尺	

6 公告前の建築等承認申請（市規則様式第11号）

添付図書等

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
開発区域位置図	1/15,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書）	
開発許可に係る土 地利用計画図	1/1,000以 上	開発許可申請書の添付図書等 参照	
建築物又は特定工 作物の配置図	1/100以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の位置	
工程表			
写真			工事の進捗状況公共施設の整 備状況がわかるもの
その他市長が必要 と認める図書等			

7 予定建築物等以外の建築等許可申請（市規則様式第13号）

添付書類

書類の名称	説明	備考
土地の登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの	
排水放流許可書		
その他市長が必要と認め る書類	土地権利者等の同意（印鑑登録証明書（法人の 場合は、印鑑証明書））	

添付図書等

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
開発区域位置図	1／15,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の位置（朱書）	
公図写	1／600以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書）	
開発許可に係る土地利用計画図	1／1,000以上	開発許可申請書の添付図書等参照	
建築物又は特定工作物の配置図	1／100以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の位置	
給水施設平面図	1／500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 給水施設の位置、形状、内のり寸法（管径）及び取水方法 (4) 消火栓の位置	自己居住用は不要
排水施設平面図	1／500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 排水区域の区域界 (4) 排水施設の位置、種別、材料、形状、内のり寸法（管径）、勾配延長及び流れ方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	
その他市長が必要と認める図書等			

8 建築行為等許可申請（規則別記様式第9）

添付書類

書類の名称	説明	備考

土地の登記事項証明書	申請時以前 6か月以内のもの	
雨水及び污水の流量計算書		
排水放流許可書		
保健所の許可書	1ヘクタール未満の墓地の場合	
その他市長が必要と認める書類	土地権利者等の同意（印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書））	

添付図書等

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
付近見取図	1／15,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の敷地の位置（朱書） (4) 敷地の周辺の公共施設	都市計画図に記入
公図写	1／600以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の敷地（朱書）	
敷地現況図	1／500以上	<p>●建築物の新築若しくは改築又は第1種特定工作物の新設の場合</p> <p>(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 敷地の境界（朱書） (4) 建築物等の位置 (5) 崖及び擁壁の位置 (6) 排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</p> <p>●建築物の用途の変更の場合</p> <p>(1) 方位 (2) 縮尺</p>	

		(3) 敷地の境界 (4) 建築物の位置 (5) 排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
建築物又は第1種特定工作物の配置図	1／100以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の位置	
求積図	1／500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 面積計算表	座標法又は数値三斜法
排水施設構造図	1／50以上	(1) 縮尺 (2) 雨水及び汚水流量計算 (3) 排水施設構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水挿、吐口等）	
その他市長が必要と認める図書等			

9 地位の承継承認申請（市規則様式第24号）

添付書類

書類の名称	説明	備考
開発行為に関する工事を施行する権利の取得を証する書類		
申請者の業務経歴書	自己の居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合不要	
前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 自己の居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合不要	
その他市長が必要と認める	土地権利者等の同意（印鑑登録証明書（法人の）	

書類	場合は、印鑑証明書))	
----	--------------	--

10 開発登録簿写しの交付請求（市規則様式第26号）

開発登録簿の写しの交付の請求は、「開発登録簿写し交付申請書」を提出して行います。

11 開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明書）の交付請求（市規則様式第27号）

添付書類

書類の名称	説明	備考
土地の登記事項証明書	申請時以前6か月以内のものとする	
農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の場合には、当該地が農用地区域から除かれていることの証明書	
その他市長が必要と認める書類	土地権利者等の同意（印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）） 計画が法の規定に適合していることが確認できる書類 ※	

※ 建築物等の種類によって必要な書類が異なります。

添付図書等

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
位置図	1／50,000以上	(1) 方位 (2) 開発区域等の位置（朱書）	都市計画図に記入
公図写	1／600以上	(1) 方位 (2) 開発区域等（朱書）	
求積図	1／500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 面積計算表	座標法又は数値三斜法
土地利用計画図	1／1,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界（朱書） (4) 公共施設の名称、位置及び形状 (5) 予定建築物等の敷地の形状	土地の利用種別ごとに色分けする

		(6) 予定建築物等の用途	
建築物の配置図	1／100以上	(1) 方位 (2) 建築物等の位置	
建築物の平面図・立面図	1／100以上	(1) 縮尺 (2) 建築面積 (3) 延床面積 (4) 建築物等の高さの最高値	立面図は2面以上
その他市長が必要と認める図書等			

別表2 (第2条関係)

法第34条各号に関する申請に必要な図書等

各号	内容	図書の名称	説明
第1号	日用品の販売店等	(1) 資格証明書	免許証等の写し
第2号	鉱物資源の開発に係る場合	(1) 鉱業権等に関する書類 (2) 納税証明書 (3) 資格証明書 (4) 公害防止関係図書	鉱区税等 免許証等の写し
	観光資源の有効利用に係る場合	(1) 地元の観光開発計画等に関する書類	
第4号	農林漁業用施設	(1) 経営計画及び技術計画に関する書類 (2) 農産物等の集出荷及び貯蔵に関する書類	
第6号	中小企業の事業の共同化施設等	(1) 事業の概要を説明する書類 (2) 助成事業の対象であることを証する書類 (3) 共同化又は集団化された組合等の定款	

第7号	既存工場との関連施設	(1) 生産工程表 (2) 密接な関連及び質的改善に関する書類 (3) 図面 (1／100～1／500)	既存施設(工場等)の状況図
第8号	火薬庫	(1) 取扱い品目説明書及び貯蔵量証明書 (2) 資格証明書	免許証等の写し
第9号	ガソリンスタンド	(1) 図面 (1／50) (2) 登録証の写し	油水分離槽の構造図
第12号(条例第3条)	区域区分日前から土地を所有する者等のための自己用住宅	(1) 戸籍謄本	区域区分日前から土地を所有する親族との関係が明確な謄本
	長期居住する者の親族のための自己用住宅	(1) 戸籍謄本 (2) 住民票の写し	区域区分日前から土地を所有する親族との関係が明確な謄本 20年以上居住する親族について添付
	区域区分日前から居住する者の親族等のための自己用住宅	(1) 戸籍謄本 (2) 住民票の写し (3) 固定資産(土地・家屋)無資産証明書	区域区分日前から土地を所有する親族との関係が明確な謄本 20年以上居住する親族について添付
	集会所	(1) 集会所であることを証する書類	
	長期居住者の自己業務用の小規模な建築物	(1) 住民票の写し	20年以上居住を明示するものを添付
	大学	(1) 法人登記簿	
	建築基準法(昭和25)	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201	

	年法律第201号) 第51 条の施設	号) 第51条の施設	
	現に存する建築物の 敷地拡張	(1) 現に存する建築物の登記事項証明 書	
	公共事業に伴う収用 移転	(1) 事業者の発行する収用証明	
第13号	既存権利	(1) 既存権を有していたことを証する 書類	